

令和6年度

大子町水道水質検査計画



袋田の滝

大子町水道課

令和6年度 大子町水道水質検査計画目次

| | |
|--------------------------|--------|
| 1 水質検査計画の目的 | ・・・・P1 |
| 2 基本方針 | ・・・・P1 |
| 3 水道事業の概要 | ・・・・P1 |
| 4 原水及び浄水の水質状況 | ・・・・P2 |
| 5 水質検査項目と検査頻度 | ・・・・P2 |
| 6 検査を省略する項目及びその理由 | ・・・・P2 |
| 7 臨時の水質検査 | ・・・・P2 |
| 8 水質検査の方法 | ・・・・P3 |
| 9 水質検査計画の公表 | ・・・・P3 |
| 10 水質検査結果の評価と計画の見直しについて | ・・・・P3 |
| 11 水質検査の精度・信頼性確保について | ・・・・P3 |
| 12 関係者との連携 | ・・・・P3 |
| 別表1 大子町水道状況 | |
| 別表2 原水の状況 | |
| 別表3-1 令和5年度 水質検査結果(浄水)一覧 | |
| 別表3-2 令和5年度 水質検査結果(原水)一覧 | |
| 別表3-3 令和5年度 毎日検査結果一覧 | |
| 別表4 令和6年度 水質検査項目一覧 | |
| 別表5 水質検査採水地点一覧 | |

令和6年度 大子町水道水質検査計画

1 水質検査計画の目的

水道の水質管理は、水源の保全から適切な浄水処理、各家庭の水道の蛇口に至るまで総合的に実施し、安全で安心な水道水を供給することが重要です。

水質検査については、水道法で水質基準、定期及び臨時の水質検査、検査頻度等が定められており、これらに基づいて大子町では水質検査を行います。

この水質検査の適正化や透明性の確保のために検査地点や検査項目等を定めた水質検査計画を策定します。

2 基本方針

大子町では、安全で安心な水道水を供給するために、下記の方針で水質検査を実施します。

(1) 検査対象

原水については、水源となる久慈川、八溝川、その他の湧水等の表流水及び取水井の地下水を検査します。浄水については、給水系統ごとの代表的な家庭の蛇口で検査します。

(2) 検査項目と頻度

ア 1日1回を原則として、水道水の色、濁りや臭気及び塩素の残留効果を測定する毎日検査を実施します。

イ 水道法で検査が義務づけられている項目である水質基準項目の全項目と、水質管理上留意すべきとされている項目である水質管理目標設定項目の一部はその項目の内容によって年12回、年数回または年1回検査を実施します。

なお、水源の汚染や水質異常等の事態が生じた場合は、必要に応じて対象の項目を臨時検査します。

3 水道事業の概要

大子町の上水道は、合計13箇所の浄水場で浄水作業をしています。

大子町水道状況(別表1)のとおり

4 原水及び浄水の水質状況

各原水の想定される主な汚染要因について、水質管理上注意すべき項目を(別紙4)により示します。水道水の水質については、令和3年度の結果について示してありますが、いずれも検査結果については、水質基準を十分に満たす値であり、現在も引き続き安定した水質を保っています。

原水の状況(別表2)のとおり

令和5年度 水質検査結果(浄水)一覧(別表3-1)のとおり

令和5年度 水質検査結果(原水)一覧(別表3-2)のとおり

令和5年度 毎日検査結果一覧(別表3-3)のとおり

5 水質検査項目と検査頻度

水質基準項目及び水質管理目標設定項目と頻度は別表のとおりとします。

令和6年度 水質検査項目一覧(別表4)のとおり

6 検査を省略する項目及びその理由

検査頻度については、前項の表中の項目で過去3年間の検査結果が全て基準値の5分の1以下(20%以下)の項目は、年1回の検査に省略します。10分の1以下(10%以下)の項目は3年に1回の検査に省略できますが、万全を期するために1年に1回は検査を実施することとします。

7 臨時の水質検査

下記の場合には、状況に応じ水質基準項目等の臨時検査を行います。

- (1) 水源に異常があった場合や、水質が著しく悪化した場合。
- (2) 浄水過程に異常があった場合。
- (3) 水源付近、給水区域及びその周辺などにおいて消化器系感染症が流行している場合。
- (4) 水道施設が著しく汚染される恐れがあった場合。
- (5) その他必要と認められる場合。

8 水質検査の方法

水道法に基づく水質検査については、厚生労働大臣の登録を受けた検査機関に委託して行います。ただし、「毎日検査」については、個人への委託により行います。

参考 令和5年度検査機関 (株)江東微生物研究所

9 水質検査計画の公表

「水質検査計画」は、大子町のホームページ等で公表します。また、水道課窓口においても閲覧することができます。

10 水質検査結果の評価と計画の見直し

水道水は、水質基準の全てについて満たされなければなりません。検査結果を評価し、基準値を超える恐れのある場合は、直ちに原因を解明し対処するとともに、次年度の水質検査計画に反映させます。また、お客様からの水質や水質検査計画に対するご意見等の集約結果も、可能な限り計画に反映させます。

11 水質検査の精度・信頼性の確保

精度については、各項目とも基準値の1/10の濃度まで定量分析ができます。信頼性については、厚生労働大臣の指定する検査機関に委託して行うため、十分な保証が確保できます。また、委託契約締結時における受託検査機関の精査などでさらに信頼性を高めます。

12 関係者との連携

- (1) 水質事故が発生した場合は、茨城県県民生活環境部水政課及び受託水質検査機関と連携し、対策を講じます。
- (2) 久慈川水系の水質の保全に資することを目的とした「久慈川水系水道事業連絡協議会」や関係市町村と連携を密にし、水質汚染事故防止に努めます。
- (3) 「那珂川久慈川水利使用連絡会」や関係機関と情報交換や連携を図り、水質汚染事故防止に努めます。